

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度乾式電子モノクロ複合機（7台）借入（単価契約）

2 契約の相手方

エイトレント株式会社

3 随意契約理由

本件は、保健所感染症対策課が使用する乾式電子モノクロ複合機の借入を行うものである。

保健所では、昨今の新型コロナウイルス感染症対策について新規感染者数の増減により保健所体制を段階的に強化するため、船場センタービルの執務室設置時に乾式電子モノクロ複合機を借り入れた。

そのような状況の中、新型コロナウイルスにかかる感染症法上の取扱いについて、令和5年5月8日から現行の2類相当から5類へ移行することが令和5年1月27日に決定された。そのため、令和5年5月7日までは現行の体制を確保する必要があることから、令和4年度末までの契約期間が終了した後も引き続き乾式電子モノクロ複合機を借り入れる必要がある。

契約相手方の決定は競争入札により行うべきであるが、4月1日から借入を開始する必要があり、準備期間が不要である契約履行中の同社と契約することが業務の円滑な実施を確保するうえで有利と認められるため、入札による次期業者決定までの必要最低期限の期間である令和5年5月31日まで上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号 06-6647-0643）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 保健所連絡調整用携帯電話借入（概算契約）

2 契約相手方

ソフトバンク株式会社

3 随意契約理由

本件は、保健所感染症対策課が使用する携帯電話の借入を行うものである。

保健所では、昨今の新型コロナウイルス感染症対策について新規感染者数の増減により保健所体制を段階的に強化した結果、連絡調整用の電話機が不足したため、携帯電話を借り入れることで対応を行ってきた。

そのような状況の中、政府より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上における取扱いについては、令和5年5月8日から現行の2類相当から5類に移行することが令和5年1月27日に決定され、3月10日に位置づけ変更に伴う医療提供体制の見直しや患者等に対する公費支援の取扱いなど具体的な移行後の方針内容が公表されたところである。

この政府の方針及び大阪府における対応方針を踏まえ、5月8日以降の本市保健所体制を検討することとなるが、業務を順次廃止し体制を段階的に縮小していくことが想定され、携帯電話の台数についても、体制の縮小に合わせて必要数を精査していく必要があると考えられる。

契約相手方の決定については競争入札により行うべきであるが、上記のように、今後の業務規模が確定していない中、準備期間、周知期間を確保した上で契約を締結し、令和5年4月1日から新たな携帯電話を使用するには入札を実施する期間がなく、限られた時間の中で引き続き必要な携帯電話を確保するには、準備期間が不要である契約履行中の同社と契約することが業務の円滑な実施を確保するうえで有利と認められるため、入札により次期業者が履行を開始できるまでの間、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号 06-6647-0696）